

# 平成23年度 新上五島町行政評価実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、新上五島町行政評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成23年度事務事業評価及び基本事業事業評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (評価対象)

第2条 本年度は、事務事業評価及び基本事業評価とも完全実施とし、評価対象は次の各号による。

1. 事務事業評価については、次のとおりとする。

①事前評価

平成23年度及び平成24年度に実施しようとする新規の事務事業。

②途中評価

平成22年度以前から実施されており、今後も事業計画が予定されている事務事業。

③事後評価

平成22年度に事業が終了した事務事業。

2. 基本事業評価については、平成22年度の事務事業を取りまとめ評価をする。

## (評価方法)

第3条 評価は、別紙の事務事業評価表（事前評価・途中評価・事後評価）及び基本事業評価表により行うものとする。

本年度の評価スケジュールについては、別紙のとおりとする。

## (改善)

第4条 前条の実施に伴い生じた問題点及び今後の行政評価制度のあり方については、行政評価プロジェクトチームにおいて検討するものとする。

## 平成23年度 行政評価スケジュール

項 目	期 日	備 考
行政評価プロジェクト会議	4月22日(金)	新体制による年間スケジュール説明
総合計画の体系表の提出	5月9日(月)	22年度実績による評価の有無
事務事業評価表の提出 (途中評価・事後評価) (事前評価)	6月10日(金) 各補正予算要求前・当初予算要求前	総合政策課への提出期限
基本事業評価表の提出	6月30日(木)	総合政策課への提出期限
1次評価の整理・確認 (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	7月15日(金) 8月19日(金) 10月21日(金)	評価表提出後に各課へのヒアリング等を左記の期日までに実施予定
2次評価 (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	7月29日(金)～8月19日(金) 10月20日(木)～10月28日(金) 10月20日(木)～10月28日(金)	評価期間による評価 (2次評価)
評価結果の通知 (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	8月31日(水) 11月18日(金) 11月18日(金)	各課へ評価結果の通知 ※評価結果の広報誌による周知
住民への公表 (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	9月30日(金) 11月30日(水) 11月30日(水)	評価結果の公表 ※各支所及びホームページ
3次評価 (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	12月1日(木)～12月22日(木) 1月4日(水)～1月20日(金)	住民から意見があったものについて再評価を実施
住民への再公表(2回目) (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	1月30日(月)	再評価した結果を再公表